

平成26年12月10日判決言渡

平成26年（行ケ）第10249号 審決取消請求事件

判 決

原 告 株式会社ライフリー

被 告 特 許 庁 長 官

特許庁審判官 Y 1

特許庁審判官 Y 2

特許庁審判官 Y 3

特許庁審判書記官 Y 4

主 文

- 1 原告の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

1 本件訴状の「請求の趣旨」欄には、「特許庁が取消2013-300405号事件について平成26年9月29日にした審決を取り消す。」と記載されていることから、本件訴えは、TAC株式会社の原告に対する登録第3017041号商標に関する商標法50条1項に基づく商標登録取消請求（取消2013-300405号）を認めた審決の取消しを求めるものと解される。

2 商標法63条2項の準用する特許法179条ただし書によれば、商標法50条1項に基づく商標登録取消請求に関する審決に対する訴えは、審判の請求人又は

被請求人を被告としなければならない。したがって、原告が上記 1 記載の審決の取消しを求めて訴えを提起するのであれば、取消審判請求の請求人である T A C 株式会社を被告としなければならない。しかしながら、上記の当事者の表示欄のとおり、本件訴えの被告は T A C 株式会社となっていない。そして、一件記録によれば、原告には、行政事件訴訟法 1 5 条 1 項、 4 0 条に基づく被告変更の申立てを行う意思もない。そうすると、本件訴えは、不適法でその不備を補正することができないものである。

3 よって、行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 1 4 0 条により、口頭弁論を経ないで、判決で本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 2 部

裁判長裁判官

清 水 節

裁判官

新 谷 貴 昭

裁判官

鈴 木 わ か な